

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年 8 月 2 日
【会社名】	徳倉建設株式会社
【英訳名】	TOKURA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 徳倉 正晴
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦三丁目13番 5 号
【電話番号】	052-961-3271
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 郡司 哲夫
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦三丁目13番 5 号
【電話番号】	052-961-3271
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 郡司 哲夫
【縦覧に供する場所】	徳倉建設株式会社 東京支店 (東京都港区高輪三丁目19番23号) 徳倉建設株式会社 大阪支店 (大阪市天王寺区国分町16番20号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は固定資産を譲渡することについて、平成28年3月25日開催の取締役会で決議いたしました。当該事象は、当社および当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、平成28年3月31日に臨時報告書を提出しておりますが、当該固定資産からの転居につき時間を要しており、当初の物件引渡予定日である平成28年9月下旬に物件を引き渡すことができません。つきましては、臨時報告書の記載事項に一部修正が発生しますので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(2) 当該事象の内容

④譲渡の日程

(3) 当該事象の損益に与える影響額

3【訂正内容】

注 訂正箇所には、__（下線）を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 当該事象の内容

④譲渡の日程

物件引渡日（予定） 平成28年9月下旬

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成29年3月期第2四半期の連結決算及び個別決算において、固定資産売却益約725百万円を特別利益として計上する予定であります。

なお、平成28年3月期の連結決算及び個別決算への影響はありません。

(訂正後)

(2) 当該事象の内容

④譲渡の日程

物件引渡日（予定） 平成28年11月下旬

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成29年3月期第3四半期の連結決算及び個別決算において、固定資産売却益約725百万円を特別利益として計上する予定であります。

なお、平成28年3月期の連結決算及び個別決算への影響はありません。

以 上